

トラック、バス等の衝突被害軽減ブレーキシステム (AEBS) に関する国際基準改正の概要

基準改正の経緯等

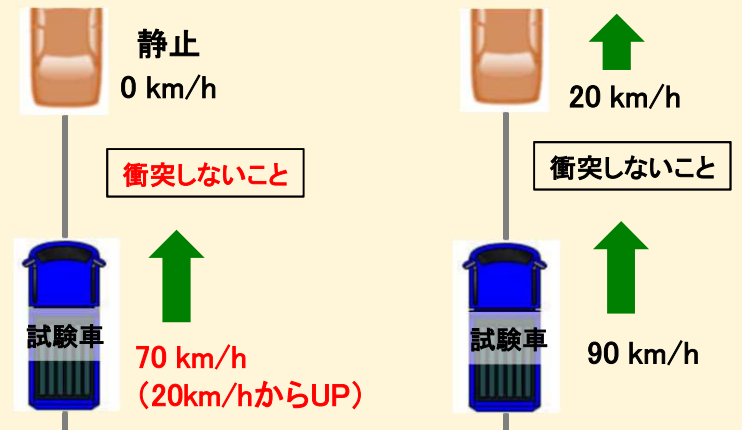
- トラック、バス等の大型車の衝突被害軽減ブレーキシステムについては、メーカー各社の努力、2013年に成立した国連規則 (UNR131) を踏まえた義務付け等により広く普及し、大型車による交通事故削減に繋がっている。
- また、この国連規則については、成立以降の技術開発の進展、乗用車の衝突被害軽減ブレーキシステムに関する国連規則 (UNR152) の成立を踏まえ、日本とドイツを共同議長とする国連WP.29 (自動車基準調和世界フォーラム) の専門家会議において改正作業を進めてきたところ。
- 今般の国連WP.29における合意を踏まえ、2023年1月頃の発効にあわせ同国連規則の国内導入を予定。

主要要件案

- 車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと (右図参照)
- 60km/h以下で走行している場合には、40km/h以上減速又は停止すること
- 10km/hから最高速度の範囲 (対歩行者の場合20~60km/h) において、空積載でも満積載状態でも作動すること (バスの場合、空車でも全席乗車状態でも)
- 緊急制動の開始0.8秒前までに警報すること (対歩行者の場合、緊急制動開始前)

【主な制動要件・試験法】 (赤字: 今次改正による強化)

① 静止車両に対する試験 ② 走行車両に対する試験



③ 歩行者に対する試験 (新たに追加)

